

「団体総合生活補償保険 (MS&AD 型)」のご案内

ゆうゆう

特長

● ケガと病気の保険です。

日常生活のさまざまなケガや病気による入院等を補償します。

● 日帰り入院も補償します。

短い入院でもお役に立ちます。

● 医師の診査は必要ありません。

病気を補償するセットにご加入される場合でも、健康状況告知書にご記入いただくだけで、医師の診査は不要です。

● 充実したオプション補償をご用意しています。

(所得補償 (MS & AD型) 特約、日常生活賠償特約、携行品損害補償特約)

● 毎年、自動的に継続されます。

保険期間は1年間です。特にお申し出のない場合、自動的に継続しますので、ご継続を忘れる心配がありません。

<自動継続の取扱いについて>

前年からお加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時の年齢による保険料となりますのでご了承ください。)



- 保 険 期 間：2022年8月1日午後4時～2023年8月1日午後4時 (1年間)
- 保険料の払込方法 2022年8月より、ご指定口座から引き落としとなります。(月払)
- 申込締切日 2022年7月31日
- 加入申込票提出先：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会員互助会「さぼーと倶楽部」係
へご提出ください。

この制度は申込締切日以降も中途加入することが可能です。

中途加入される場合は次のとおり毎月の申込締切日の翌月1日から補償開始となります。

- 申込締切日：毎月20日
- 補償開始日：申込締切日の翌月1日午前0時
- 補償終了日：2023年8月1日午後4時 (保険終期)

お問い合わせは

〈代理店・扱者〉
株式会社 エヌシーアイ

〈引受保険会社〉三井住友海上火災保険株式会社
東京西支店第三支社

〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4丁目7-6 セイフピア3階
TEL：03-3426-7757 FAX：03-3426-9779

〒163-0241 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル41階
TEL：03-3347-2875 FAX：03-3347-2876

基本補償

<団体総合生活補償保険（MS&AD型）> このような場合にお支払いします！



ケガにより
180日以内に
死亡されたとき



ケガにより180日
以内に後遺障害が
発生したとき



ケガや病気で
入院されたとき



ケガや病気で
手術を
受けたとき



病気で放射線
治療を
受けたとき



ケガや病気で
通院されたとき

（注）疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院については保険金のお支払対象となりません。

保険金額

<Aセット>

補償区分		保険金額
傷害	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※1)	傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金 1,000万円
	傷害入院保険金日額 ^(※2)	傷害入院保険金（免責期間なし、支払対象期間1,095日 支払限度日数180日） 5,000円
	傷害通院保険金日額	傷害通院保険金（免責期間なし、支払対象期間180日 支払限度日数90日） 2,500円
疾病	疾病入院保険金日額 ^(※3)	疾病入院保険金（免責期間なし、支払対象期間1,095日 支払限度日数180日） 5,000円
	疾病通院保険金日額	疾病通院保険金（支払対象期間180日、支払限度日数30日） 2,500円

（※1）傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

（※2）手術を受けた場合は傷害手術保険金（入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍）をお支払いします。詳細は6ページをご参照ください。

（※3）手術を受けた場合は疾病手術保険金（入院中に受けた手術の場合は疾病入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は疾病入院保険金日額の5倍）、放射線治療を受けた場合は疾病放射線治療保険金（疾病入院保険金日額の10倍）をお支払いします。詳細は7ページをご参照ください。

月払保険料

<Aセット>

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
15才～19才	2,740円	45才～49才	3,550円
20才～24才	2,860円	50才～54才	3,950円
25才～29才	3,050円	55才～59才	4,560円
30才～34才	3,220円	60才～64才	5,570円
35才～39才	3,260円	65才～69才	7,350円
40才～44才	3,290円		

（注）年齢は保険始期日（2022年8月1日）時点での満年齢となります。

基本補償のセットをお申込みの方のみご加入いただけます。

- オプション補償（B・C・Dセット）のみのご加入はできません。
- オプション補償（B・C・Dセット）のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象になる事故による損害については、いずれの保険契約からも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

<日常生活賠償保険金>

被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や、日常生活に起因する偶然な事故で、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。

※国内で発生した賠償事故の示談交渉は引受保険会社がお引受します。（詳細は16ページをご覧ください。）

例えば
こんなとき・・・



買い物中過ぎて
商品を壊した



自転車で通行人に
ケガをさせた

<Bセット>

保険金額	1億円
月払保険料	150円

（注）被保険者の範囲は、本人^(※1)、配偶者^(※2)、同居の親族および別居の未婚^(※3)の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りま。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

（※1）加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

（※2）「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方、および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

（※3）「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

<所得補償保険金>

被保険者（補償の対象者）が保険期間中に、ケガ、病気または骨髄採取手術^{*}により就業不能^{*}となり、その状態が所得補償保険金の免責期間^{*}を超えて継続した場合、所得補償保険金をお支払いします。

※印の用語については13～14ページの「用語のご説明」をご覧ください。

保険金額（月額）10万円（免責期間14日間、てん補期間1年） <Cセット>

満年齢	月払保険料	満年齢	月払保険料
15才～19才	400円	45才～49才	1,700円
20才～24才	600円	50才～54才	2,000円
25才～29才	680円	55才～59才	2,140円
30才～34才	860円	60才～64才	2,270円
35才～39才	1,100円	65才～69才	2,720円
40才～44才	1,410円		

（注1）年齢は保険始期日（2022年8月1日）時点での満年齢となります。

（注2）保険金額の設定について

保険金額の設定については、平均月間所得額の50%以内であることをご確認ください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<携行品損害保険金>

盗難・破損・火災などの偶然な事故により、携行品に損害が発生した場合を実費で補償します。

ただし、12ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」については、補償の対象にはなりません。

<Dセット>

保険金額	10万円 (免責金額 3,000円)
月払保険料	80円

例えば
こんなとき・・・



ハンドバッグを
ひったくられた



カメラを
落として壊した

(注1)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、12ページ記載の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。

(注2)携行品損害保険金の損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。